

入札・契約に関する不正行為等の有無等に関するアンケート調査結果

令和5年6月

入札・契約に関する不正行為等の有無等に関するアンケート（対象：公社等派遣を除く管理職のみ）

回答数 103名（6月12日までの回答）

回答率 77.4%（管理職員数133名 部長級71.8%（28/39） 課長級79.8%（75/94））

問1 あなたの職種を以下のなかから選んでください（答えは1つ）。

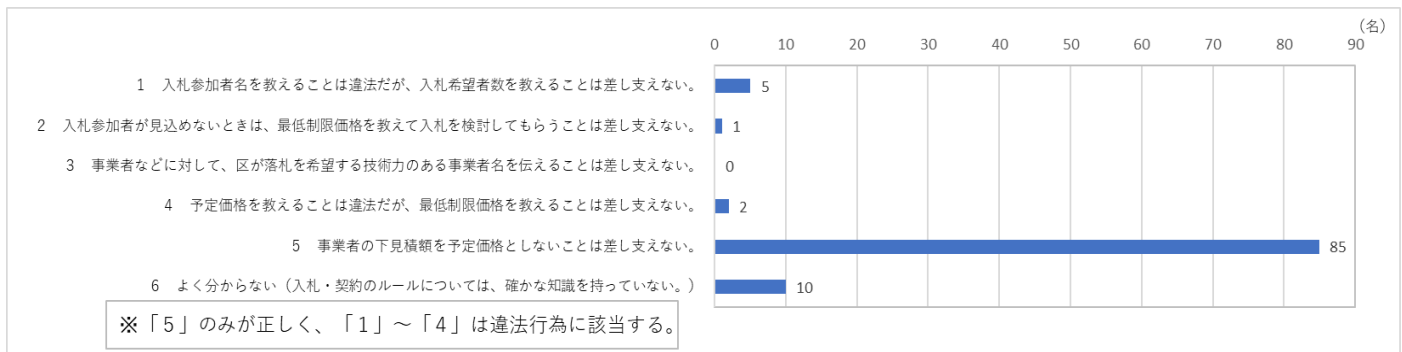
- 1 事務等 77名（75%）
 - 2 技術（建築、土木、機械、電気） 26名（25%）
- 合計103名（100%）

問2 あなたの職層を以下から選んでください（答えは1つ）。

- 1 部長級 28名（27%）
 - 2 課長級 75名（73%）
- 合計103名（100%）

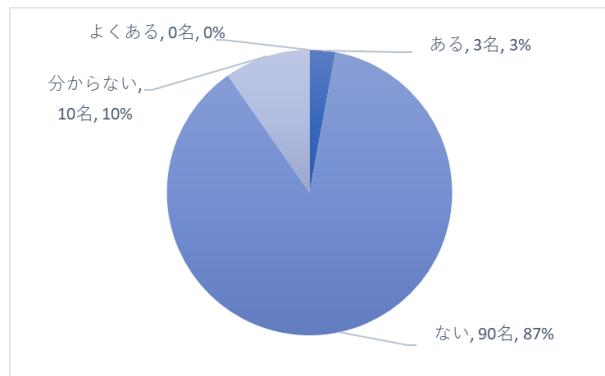
問3 入札・契約に関する認識について

問3-1 入札・契約のルールについて、あなたが以下のなかから最も妥当と思うものを選んでください（答えは1つ）。



（以下の質問には、概ね直近の3年間について、回答。）

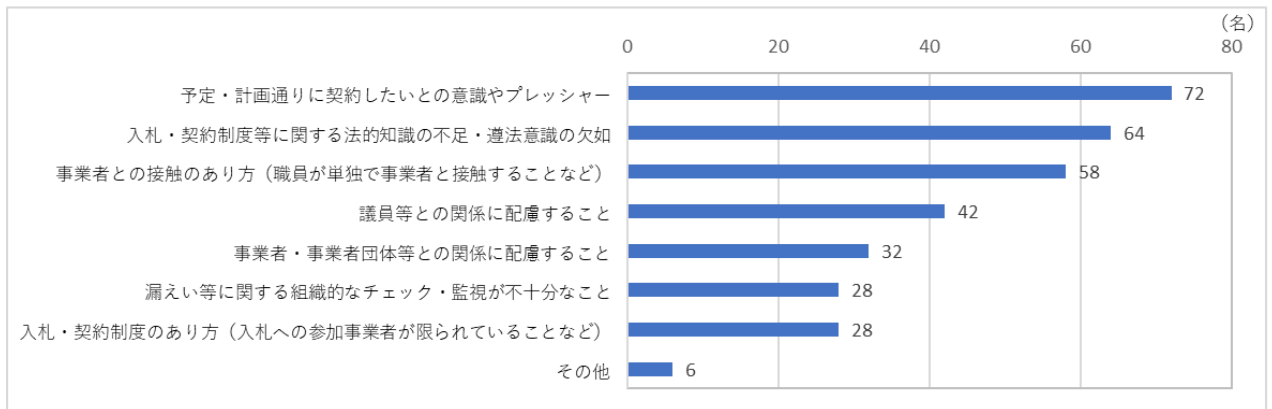
問3-2 あなたは、入札・契約に関する秘密情報が、入札前に外部に漏れていると感じた（または噂として聞いた）ことがありますか（答えは1つ）。



【「ある」の理由】

- ① 落札率が100%に近い。
- ② 委託契約等で落札率が100%となっているものが少なくなかった。監査で指摘されているように下見積額を安易に予定価格にしていたためである。

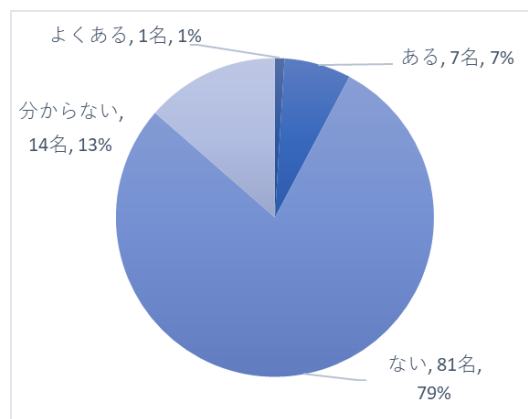
問3-3 区職員による入札・契約に関する秘密情報の漏えいの要因になると考える事項を選んでください（上位4つまで）。



【その他】

- ① 議員の側に違法という意識が低い（または、ない）ため安易に情報を求めてくる。
- ② 民間経験者による意識の欠如（建築職の汚職から）。
- ③ 契約案件の内容（仕様）に対する知識不足。
- ④ 期限内の業務遂行に対するプレッシャー。
- ⑤ 上司に早くやるように急かされること。
- ⑥ 特定の事業者について議員が便宜を図ろうと高圧的な電話連絡等があると聞く。

問3-4 あなたは、入札に関して業者間で落札者や落札金額を決めていると感じた（または噂として聞いた）ことがありますか（答えは1つ）。

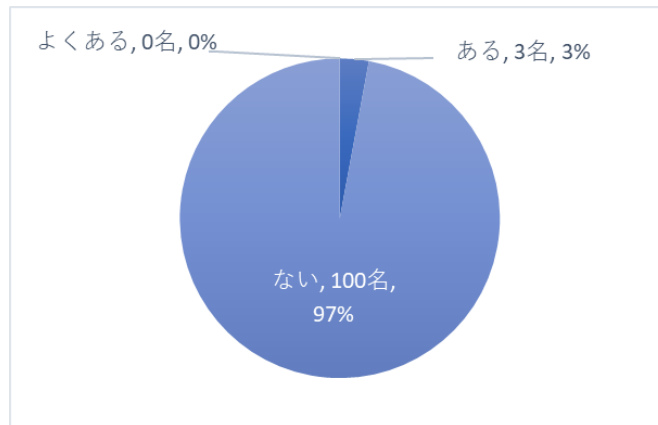


【「ある」の理由】

- ① 落札結果から業界内での話し合いがあるように感じることもある。
- ② 入札前に同業他社の業者が半ば公然で集まって意見交換していた。談合としか考えられない。
- ③ 入札参加者が最終的に1社となるケース。
- ④ 大規模工事の入札に競争性が発揮されない。同一業者が安定的に受注している。
- ⑤ J V入札が義務付けられている高額な建築工事や電気工事等では、落札率が99%を超える入札が珍しくなく、競争がないことで事業者間で工事ごとの落札者を決める談合が行われている疑いがある。
- ⑥ 入札時1社以外は金額の札を入れず辞退することが多くあるため。

問4 利害関係者（議員（区、都、国会））とのかかわり方について

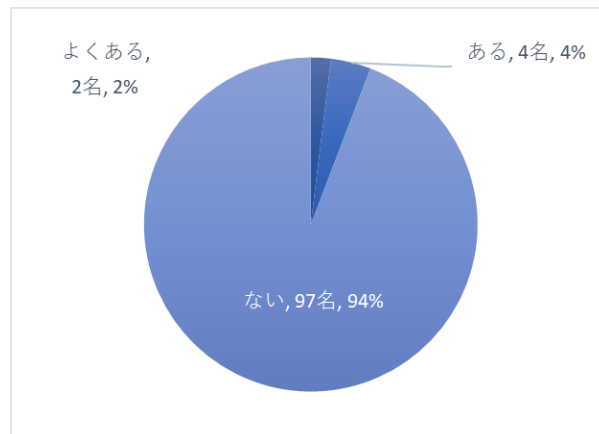
問4-1 議員から入札・契約に関する秘密情報の提供を依頼されたことがありますか（答えは1つ）。



【「ある」事例の概要】

- ① ある政党の幹事長より電話にて依頼されたことがある。
- ② 数年前、工事金額について。

問4-2 議員から入札・契約に関して、※特定要求又は不当要求に該当する可能性がある要求をされたことがありますか（答えは1つ）。



【「よくある」事例の概要】

- ① 関係事業者名の提示等。
- ② ある事業者を委託契約の入札に参加させるよう求めてくること。

【「ある」事例の概要】

- ① 議員同席のもと事業者との面談があり、強く不当な要求をされたことがある。
- ② 議会での圧力ともとれる質問の予告を背景とした特定事業者の指名競争入札への指名の強要。
- ③ 数年前、工事金額について。

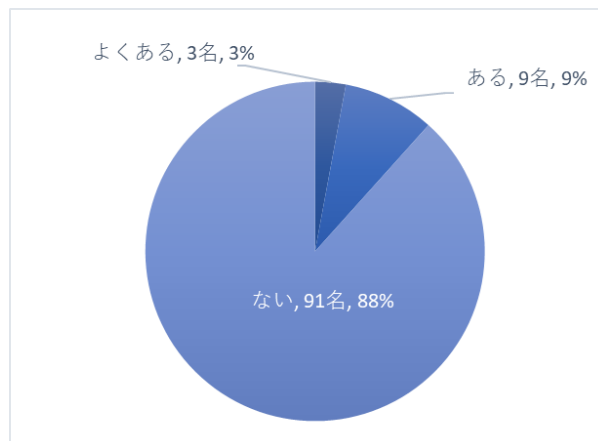
※ 特定要求

正当な理由なく、特定の者に対して有利又は不利な取扱いを求めることその他法令その他の規程等に違反することを求める要求。

※ 不当要求

暴力行為、どうかつその他の社会的相当性を逸脱する手段によって、職員の公正な職務の遂行を妨げることとなることが明白な行為又は当該行為を背景とした要求。

問4-3 議員から入札・契約に関して、特定要求又は不当要求に該当しない要求（情報提供等）を受けたことがありますか（答えは1つ）。



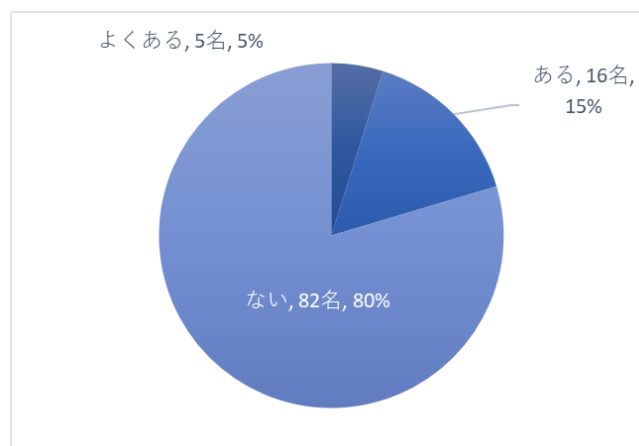
【「よくある」事例の概要】

- ① 入札経過、業者選定理由等。
- ② ある委託業務に関して参入希望事業者との面会を設定し、その場で議員が高評価を述べる。

【「ある」事例の概要】

- ① 他区で行う事業（仕組みやシステム等）が非常に良いので、事業者の話を聞いてほしい。
 - ② 契約はいつ頃公表されるのか等。
 - ③ 議員から特定事業者との面会を求められた。
 - ④ 発注業種について注文を付けられる。
 - ⑤ 一生懸命頑張っている事業者がいるので、入札で指名することを検討してほしいとの旨の要望。
 - ⑥ 個別商品の事業者の紹介。
 - ⑦ 業者に一度会って欲しいなど、紹介を受けた経験がある。
 - ⑧ こういう業者さんがいるから話を聞いてあげて程度。
 - ⑨ 入札結果などの問合せ。
- ※ その他 「ない」が、プロポーザルの選定委員を事前に議会に示せと言っていたのを聞いたことがある。

問4-4 議員から入札・契約に関する事以外で、強い心理的圧力を感じる要求を受けたことがありますか（答えは1つ）。



【「よくある」事例の概要】

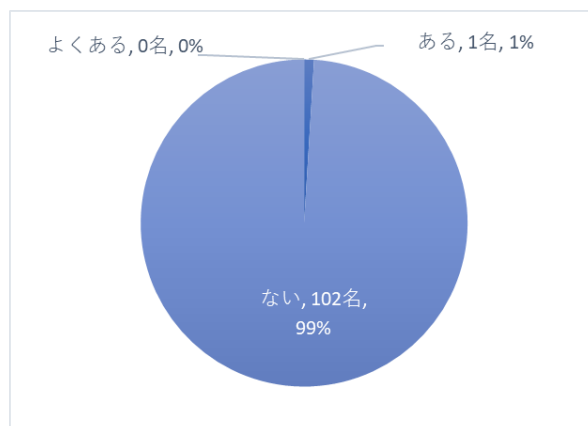
- ① 断片的な事実に基づく先入観、思い込みに基づく要求等。
- ② 議員自身の主張する施策の依頼は、全て心理的圧力である。ただ、議会の在り方はそのようなものだと言っている。
- ③ 住民からの要求を実現するよう求められる。

【「ある」事例の概要】

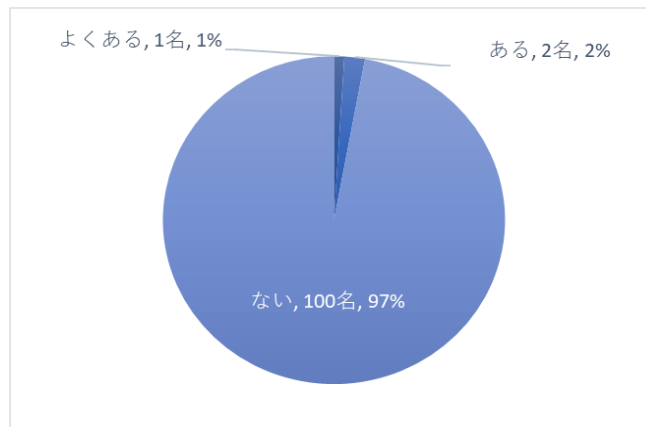
- ① 議員からの要望は多岐に渡り多くあることであり、どの案件も私自身においては強い心理的圧力となっている。
- ② 議員の紹介する人を事業に関わらせてほしい等。
- ③ 特定事業者の紹介および優位的な取り扱いに関する高圧的な要請。
- ④ 都議からの問い合わせに対し、権限外で対応が難しいことを伝えると、悪意をもって「区のトップへいどうぞ」と言われた。
- ⑤ 早く許可をだしてほしい。許可のためにはどのような方法があるか。
- ⑥ 事業への執拗な要求、特定団体を殊更推薦するなど。
- ⑦ 特定の専門業者を呼んで、話を聞いてくれと言って、特定の製品や材料を強要してきます。断る理由を探すのに大変です。議員活動と称するグレーな部分です。一生この件はなくならないと思います。
- ⑧ 事業結果報告の際に、意に添わぬ内容であったため強い口調で否定された。
- ⑨ 商品取り扱い事業者の紹介を行い、購入すべきであるし議会で質問するとの話があった。
- ⑩ 委員会前日などに資料要求され、間に合わなかったり、当日答弁できないと、議場で執行機関が不誠実な対応をしたように非難される。このため、委員会前日の夕方に質問が来ても当日夜間または自宅で用意している状況がある。
- ⑪ 支援者からの要求。
- ⑫ 公募の申込情報等の要求、特定の事業者への配慮を要求など。
- ⑬ 地元連絡会へのメンバー参加や施設利用に関する便宜など。
- ⑭ 補正予算の計上内容について（低所得世帯、高齢世帯補助の是非）

問5 利害関係者（事業者又は業界団体）とのかかわり方について

問5-1 事業者又は業界団体から入札・契約に関する秘密情報の提供を依頼されたことがありますか（答えは1つ）。



問5-2 事業者又は業界団体から入札・契約に関して、特定要求又は不当要求に該当する可能性がある要求をされたことがありますか（答えは1つ）。



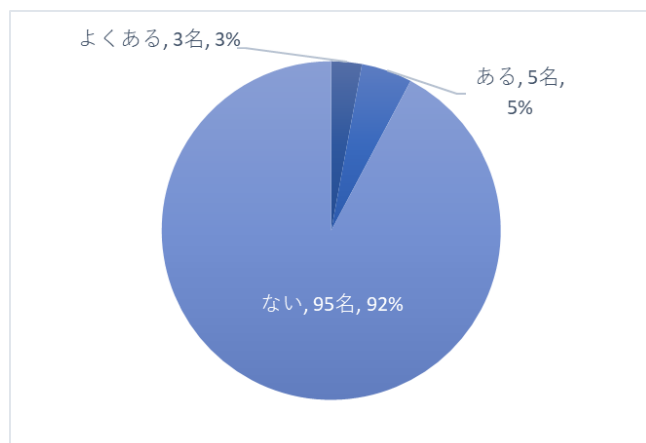
【「よくある」事例の概要】

- ① 落札事業者に関して、他事業者から問題指摘（事実かどうかは不明のもの）を受ける。

【「ある」事例の概要】

- ① 発注業種によって財務局の仕様書と建設局の仕様書は違います。にもかかわらず事業者の勝手に威嚇してくることがあります。また、内訳書についてあくまで参考資料との国の見解もあるにもかかわらず事業者の一部の方々は議員を介して圧力をかけてきます。各党要望という合法的な場を利用して。数量内訳書は契約図書ではない。このことを理解する必要があります。

問5-3 事業者又は業界団体から入札・契約に関して、特定要求又は不当要求に該当しない要求（情報提供等）を受けたことがありますか（答えは1つ）。



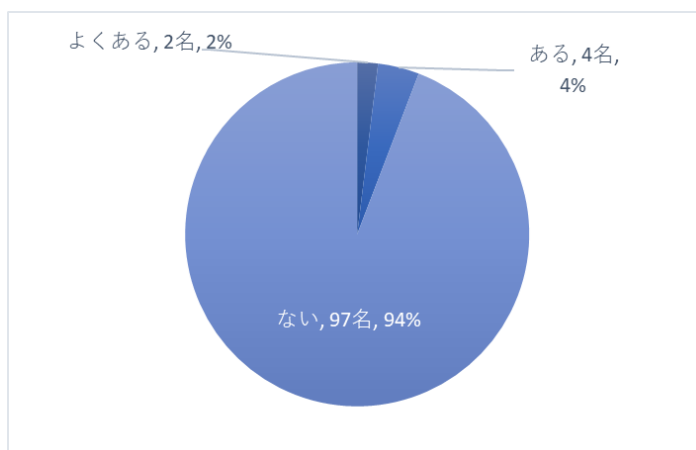
【「よくある」事例の概要】

- ① 様々な自社製品の営業は窓口に来ている。

【「ある」の事例の概要】

- ① 区の契約・調達方法を聞かれ、競争入札が原則と回答。
- ② 区として当該契約を進めていく意思があるのか等。
- ③ 総合評価制度導入を要求されたり、発注する際、特定の業種以外の参入を止めるように要求されたり。
- ④ 特定の事業者グループに有利となる入札ルールの設定。
- ⑤ 工事請負契約後、契約内容通りの施工が出来ないことが判明した際、追加費用や打開策検討を全て発注者側に負担させる業者がいる。）

問5-4 事業者又は業界団体から入札・契約に関すること以外で、強い心理的圧力を感じる要求を受けたことがありますか（答えは1つ）。

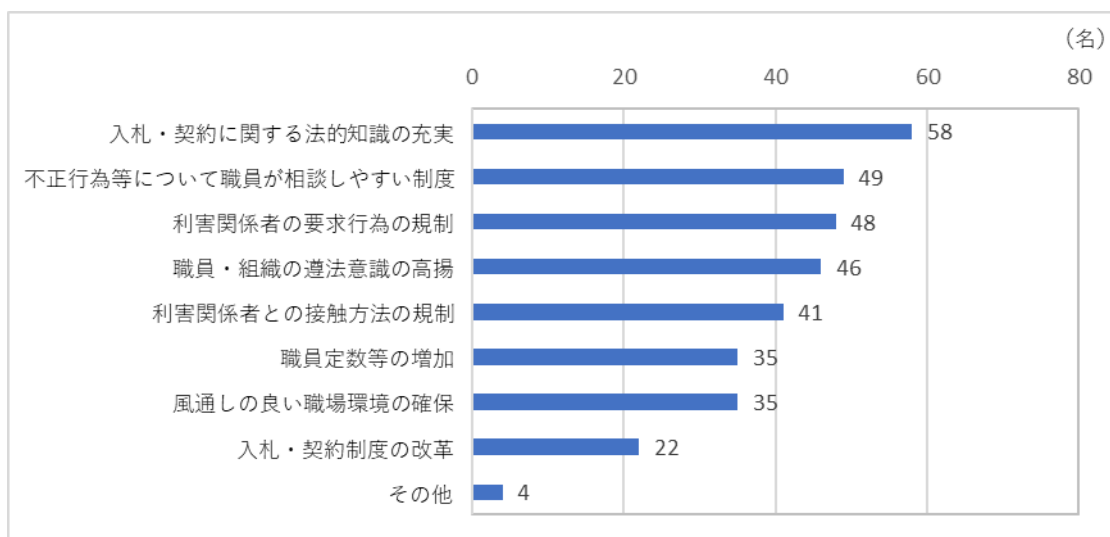


【「ある」事例の概要】

- ① 業務上必要な協議事項は多くあるので、その協議事項の内容によっては強い心理的圧力を感じる場合がある。
- ② 関係団体代表者からの理不尽な要求。
- ③ 総合評価制度導入を要求されたり、発注する際、特定の業種以外の参入を止めるように要求されたり。
- ④ 事業者やNPO団体からもある程度の提案がある。特に背後に議員が絡んでいる場合は心理的圧力となる。

問6 入札・契約等に関する再発防止策について

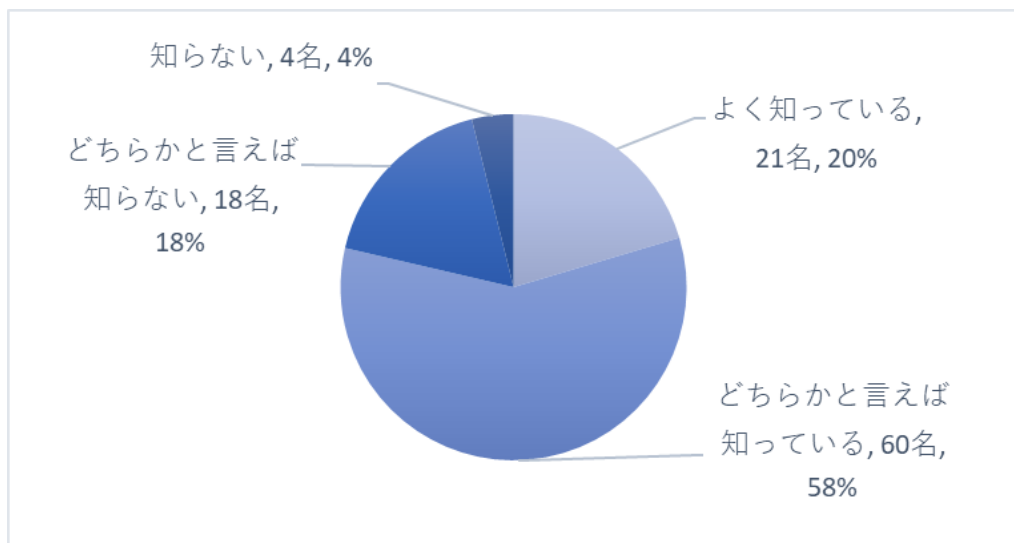
問6-1 入札・契約等に関する事故防止策として有効と考える事項を選んでください（上位4つまで）。



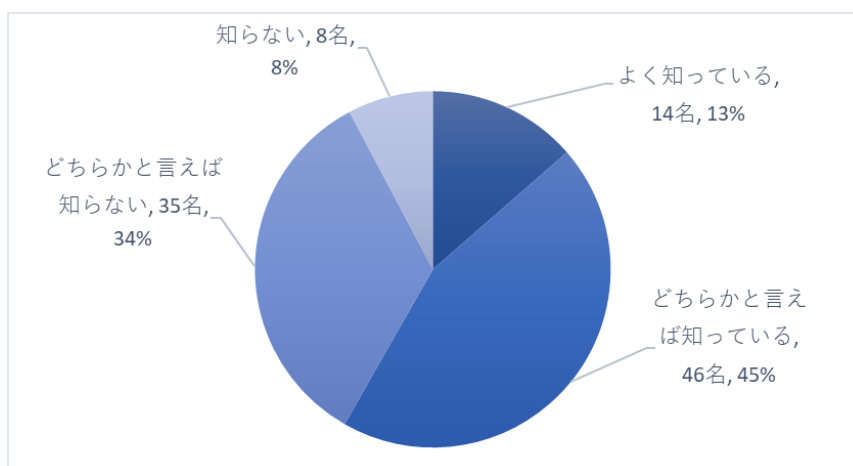
【その他】

- ① 外部からの直接要求を制度的に断れる建付けが必要。
- ② 事務用品等の物品調達について、所管に関わらず共同で調達する仕組みとし、調達専管の部門を設ける。小破修繕等の少額な工事案件は区内事業者による輪番制とする。
- ③ 職員に無理をさせる風土の改善。心理的安全性のある組織への改善。
- ④ 指定管理やプロポーザル契約を各課から引き上げ専管組織を設け一元的に対応する。

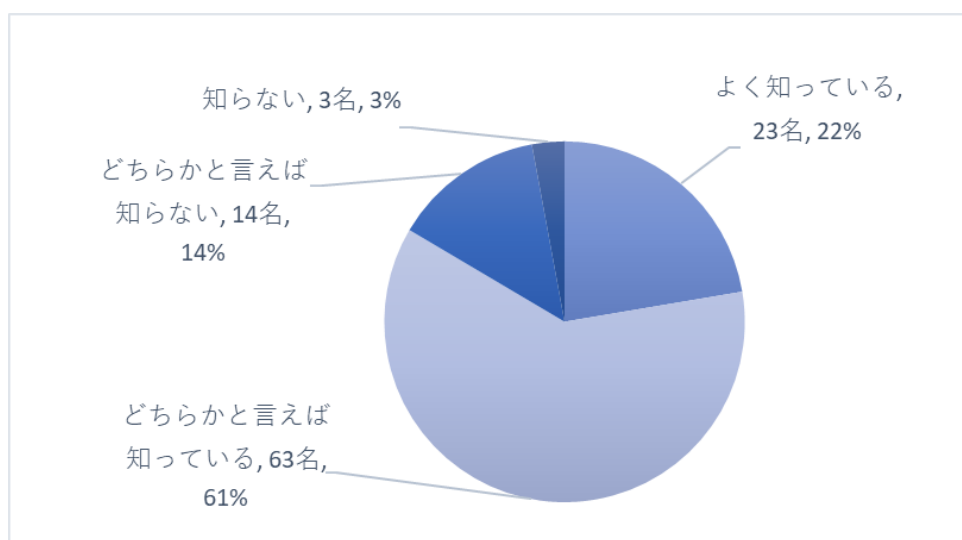
問6-2 「利害関係者との接触の指針」の具体的な内容について、どの程度知っていますか（答えは1つ）。



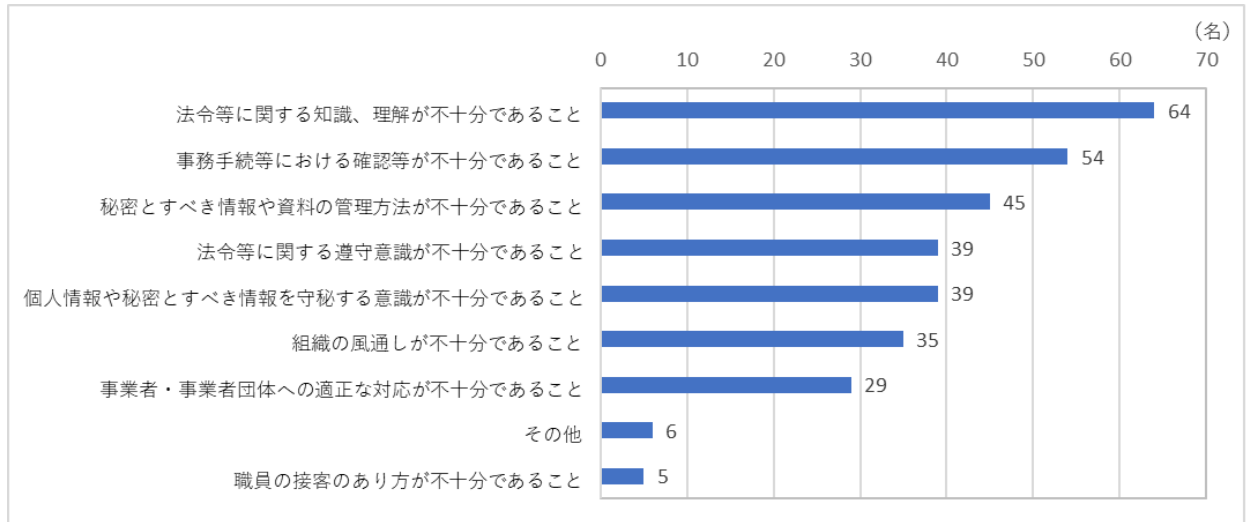
問6-3 「提言、要望等に関する取扱規程」の具体的な内容について、どの程度知っていますか（答えは1つ）。



問6-4 「職員等の内部公益通報等に関する要綱」の具体的な内容について、どの程度知っていますか（答えは1つ）。



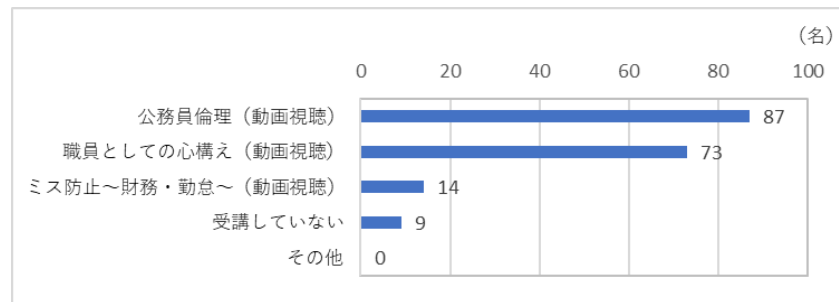
問7 職員倫理上の課題として重要と考える事項を選んでください（上位4つまで）。



【その他】

- ① 他人事として考えている職員が多数を占めている。ながらスマホで歩いている職員を未だに見かける。
- ② 主体的に業務に携わる意識の希薄化、コミュニケーション力の低下。
- ③ 公としての正義感。
- ④ 物品や工事・修繕を必要としている所属と契約請求を行う所属を別にする等、各自の倫理観に依拠しない仕組みを作る。
- ⑤ 事務手続き等の確認を十分にするだけの余裕がない（業務量過多などの理由）。
- ⑥ プロポや指定管理等契約は専門職員に任せる（全職員が覚えるのは非効率）。

問8 昨年度、受講した公務員倫理に関する研修について、あてまるものをすべてお答えください（ただし、受講していない場合は5に〇のみ）。



※ 職員としての心構え（動画視聴）：

全職員（会計年度任用職員等を除く）を対象に4年に1回ローテーションで受講。内容は、①利害関係者との接触に関する指針 ②足立区における個人情報の取り扱いルール ③個人情報の漏えいの影響と防止策（外部講師） ④CSマインド向上（外部講師）

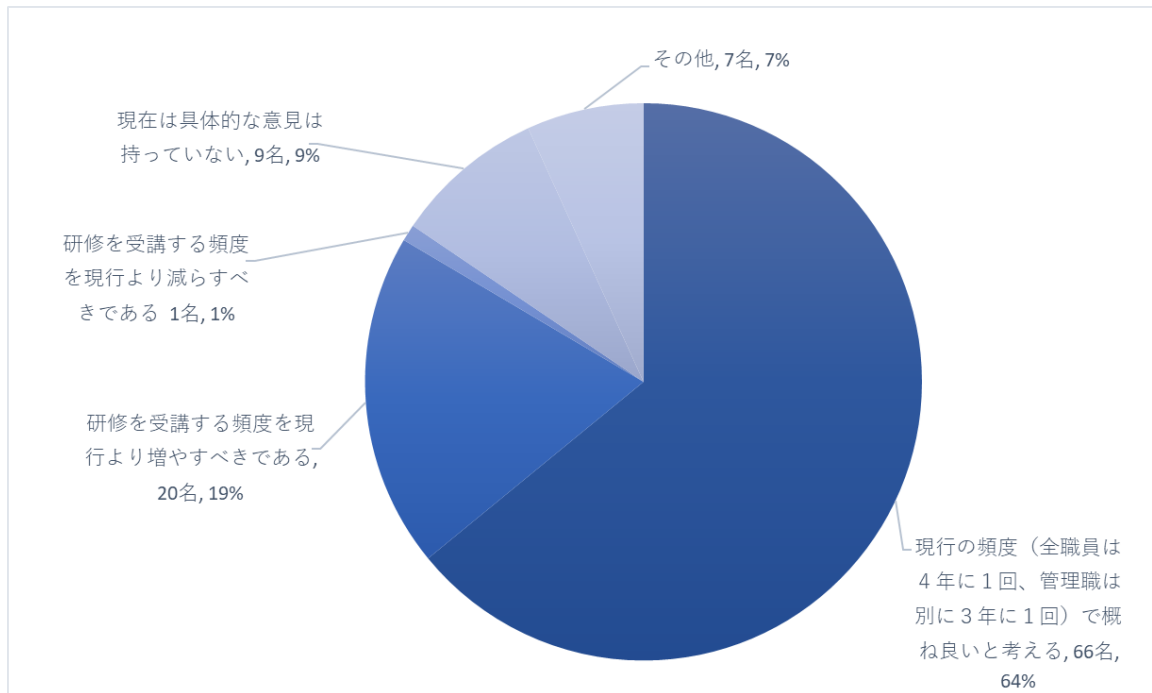
※ 公務員倫理（動画視聴）

係長級以上の職員を対象に3年に1回ローテーションで受講。内容は、①人事課長メッセージ ②汚職等事故防止・ハラスメント防止（外部講師） ③公務員倫理（外部講師） ④内部公益通報制度の運用

※ ミス防止～財務・勤怠～（動画視聴）

対象は部別割当職員（割当職員以外も任意受講可）。内容は、①入札犯罪の構造と法規制の概要等 ②物品契約事務 ③工事契約事務 ④予算事務 ⑤収入事務 ⑥支出事務 ⑦勤怠管理

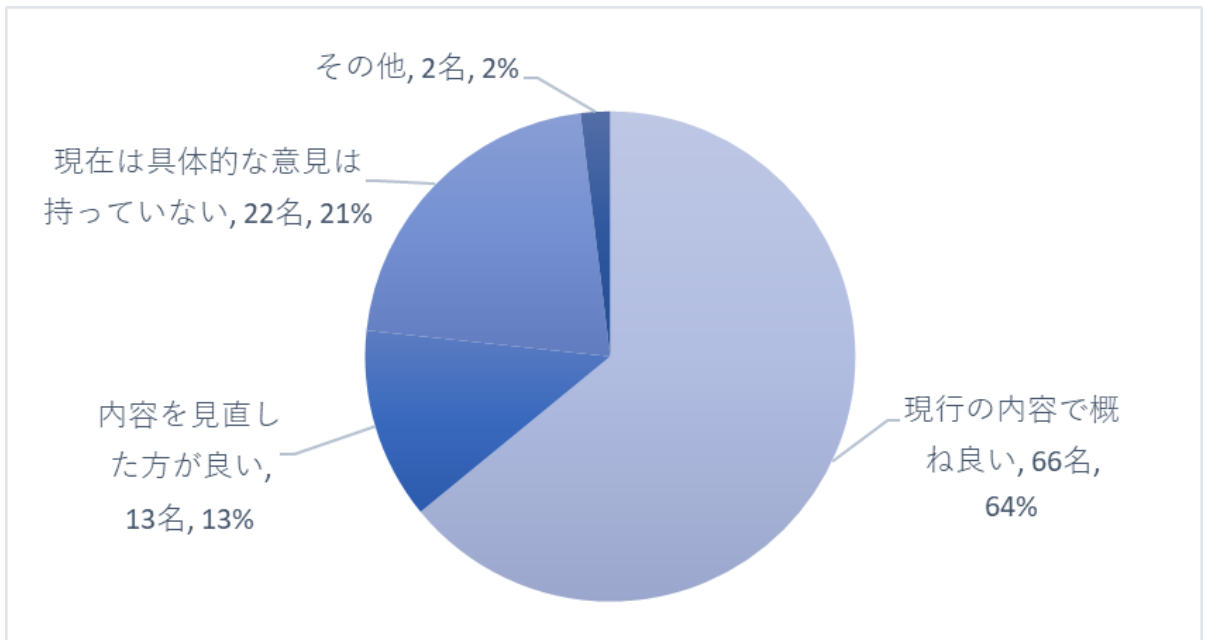
問9 公務員倫理に関する研修（Webによる研修を含む）の望ましい受講頻度について、あてはまる事項を選んでください（答えは1つ）。



【その他】

- ① Web研修は、いつでも見られるようにしたらいいのでは。
- ② 頻度よりも内容だと思う。いかに自分事として捉えさせるかが課題と思う。
- ③ 公務員倫理は何年に1回というより研修度に話していく必要がある。
- ④ 内容による。
- ⑤ 最近、事件が起きていたことから、管理職は毎年受講すべきである。
- ⑥ 研修の参加頻度は現行で良いが、開催の都度職場内OJTで全職員に意識させることが必要。
- ⑦ 対面でやった方がよい。

問10 公務員倫理に関する研修（Webによる研修を含む）内容について、妥当と考えるものを選んでください（答えは1つ）。



【「内容を見直した方が良い」の具体的な提案】

- ① ガバナンス、コンプライアンスに関する研修は資料が難しすぎるケースがある。職員に伝わる資料なのか引き続きブラッシュアップをお願いします。
- ② 事業者等との接触の具体的な注意点を足立区に則した事例で実施。
- ③ 研修資料を読めば内容がわかる講義は、受講する義務感が強くなる。
- ④ 事例と事件を起こした原因・背景。
- ⑤ Webは意識に残りにくいため、対面が良いと思う。
- ⑥ 従来とおりに集合研修方式での実施の方が記憶に残ると考える。
- ⑦ 管理・監督者が入札制度に関する法的規制等を知る研修が設定されていない。ミス防止研修に含まれている「入札犯罪の構造と法規制の概要等」については、管理・監督者向けの研修にも含めた方が良い。
- ⑧ 具体的な事例を数多く盛り込んだほうが良い。
- ⑨ 具体的な事例に沿って、守るべきルールを示す流れがあると考えながら聞くことができる。
- ⑩ 理解度チェックシートの導入。
- ⑪ 過去の事例等を基にドラマ化した動画を研修資料に使用し、問題点の指摘などを行うなど。

【その他】

- ① 対面でやった方がよい。
- ② Web研修は対面と比較すると受講者の意識に残らない懸念がある。

問 1 1 【自由意見】入札・契約制度、公務員倫理等に関して、ご意見があれば、自由にご記入下さい。

- ① 予算説明資料等が詳細になり、予定価格が想定しやすい。
- ② 競争制限的な入札制度は、高い落札率による税の浪費につながり、予定価格や最低制限価格等の設定方法や調整の方法が安易だと事業者等にこれらの価格が見抜かれ、入札の公正を損なうことになる。専門知識や法令遵守に関する認識が確かな職員をもっと評価する必要がある。
- ③ 一昨年度末、年度契約の予定価格を調査するため見積もり依頼し、決定の後、契約依頼した案件が、予定価格を部切りし入札実施された事案があったと記憶している。そのようなことがなぜ契約課で実施されたのか理解に苦しむ。契約に関するルールや公務員倫理については、継続的に研修等実施していく必要性を感じる。足立区が区民の指示を得て、持続可能な自治体となるためにも必要なことと・・・。
- ④ 事業をスクラップして、業務に追われずに、向きあえる職場づくりが必要。
- ⑤ 主管課工事や小規模な修繕について、事務職が大半のため、工事や修繕に関する工法の指定や、仕様・図面の作成ができないため、見積もり依頼と同時に簡易なモノでも図面等の作成提出を求めざるを得ない。また提示された工法や修繕方法について最適解かどうか判断が難しく、いつも苦慮している。
- ⑥ 入札が不調になると再入札をするための仕事が発生する。残業が多く、多忙な職場の場合、不調を避けたい気持ちは持つ可能性はなるのではないかと。ある程度、職員定数は余裕を持たせる必要はあると思う。
- ⑦ 職員が減り、チェックをする人員を確保することが困難になっている。また、業者と複数で対応することとなっているが、職員が減り、病人が発生している中では複数で対応することは困難な状況になっている。
- ⑧ 議員を含む外部圧力から職員を守る体制作りは急務である。
- ⑨ 議員が事業者等を区へ紹介する際には、個々の担当課ではなく、一括した窓口（総務課長など）を設けるべきである。
- ⑩ 漏えい、違反行為が非違反行為である意識はどの職員もあると思う。そこを踏み越えることになるのは、見えない圧力に耐えられないからではないかと思う。それは対外的なものだけではなく、内部からも「進めるべし」との圧力を感じれば、同じこと。職員からの「無理な事案です」をどれだけ冷静に受け止められるか、管理側の力量が問われていると感じる。
- ⑪ 職員が今どのような業務を行っているのか上司はきちんと把握する必要あり。その余裕がないと事故に繋がると思います。
- ⑫ 公務員倫理については研修だけではなく、所属長等から折に触れ説くことが必要。
- ⑬ 業務は職員個人ではなく、組織（主に係）で行う意識づけが必要。
- ⑭ 不正行為等防止は一人ひとりの意識を高めることに尽きると思う。
- ⑮ 個人の資質の問題を、全体の問題として解決を試みても解決するのか甚だ疑問を感じる。
- ⑯ 職員は感覚では理解していると思います。あとは、知識・意識の問題だと思います。
- ⑰ 価値観の多様化が進む中で倫理観も変容しつつあり、倫理で縛るよりもルールや制度で縛るべきではないか。
- ⑱ そもそも事故発生の原因がなんであったのかを周知しないと意味がないと考えます。